

【心豊かなわがまちづくり推進事業補助金の手続きフロー図】

①事業計画承認申請書(様式第1号、様式第1号その2)の提出



行政区・任意団体から町へ ※6月17日(金)

②事業計画の承認通知



町から行政区・任意団体へ ※7月中旬

③補助金等交付申請書(様式第3号)の提出



行政区・任意団体から町へ

④補助金等交付決定通知

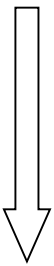


町から行政区・任意団体へ

この間で事業を実施

補助金は、実績報告書の提出後に交付されるので、事業費については、区・任意団体の予算から一時立替が必要

⑤実績報告書(様式第5号)の提出



行政区・任意団体から町へ

様式第5号の提出時に次の書類もあわせて提出すること。

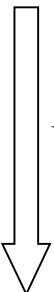
- ①区民・地域住民への案内(通知)文書
- ②事業収支内訳書(任意様式)
- ③領収書の写し
- ④写真

⑥補助事業等確定通知



町から行政区・任意団体へ

⑦補助金請求(様式任意)



行政区・任意団体から町へ

請求書には下記を記載

- ①請求理由
- ②請求金額
- ③支払先の金融機関名、本・支店名
預金種別
口座番号
口座名義(ふりがな)

⑧補助金の交付

(町から行政区・任意団体口座へ振込み)

注意！

この補助事業は、令和5年2月28日(火)に完了する必要があります。